

2 生産第 324 号
令和 2 年 5 月 7 日

一般社団法人日本農業機械化協会 会長 殿

農林水産省生産局長



新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態措置を実施すべき期間の延長に伴う農畜産物及び農業資材の安定供給の確保の継続について

農畜産物及び農業資材の安定供給につきましては、新型コロナウイルスの影響がある中で多大な御配慮と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき行われた緊急事態宣言において、緊急事態措置を実施すべき期間が令和 2 年 5 月 6 日までとされていたところ、今般、令和 2 年 5 月 31 日まで延長されたところです。

つきましては、令和 2 年 4 月 8 日付け別添通知（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言に伴う農畜産物及び農業資材の安定供給の確保について）においてお願いしています農畜産物及び農業資材の円滑な供給について、引き続き支障が生じることのないよう取り組んでいただきますように、貴会会員事業者等に対して周知をお願いいたします。